

# 2024インド特許 規則改正

弁理士法人ATEN  
2025年3月勉強会

# 主な2024年インド特許規則改正

- |              |           |
|--------------|-----------|
| 1. 規則12      | 外国出願情報    |
| 2. 規則13(2A)  | 分割出願      |
| 3. 規則24B(1)  | 審査請求期間    |
| 4. 規則29A     | グレースピリオド  |
| 5. 規則55および56 | 異議申立      |
| 6. 規則80(3)   | 維持年金      |
| 7. 規則131(2)  | 実施報告書     |
| 8. 規則137     | コントローラの権限 |
| 9. 規則138     | 手続期間の延長   |

施行日：2024年3月15日

以降の出典：インド特許庁ホームページ

[https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1\\_83\\_1\\_Patent\\_Amendment\\_Rule\\_2024\\_Gazette\\_Copy.pdf](https://ipindia.gov.in/writereaddata/Portal/IPORule/1_83_1_Patent_Amendment_Rule_2024_Gazette_Copy.pdf)

# 規則12(2)：外国出願情報の提出

規則12(2)：出願時（移行時）に入手できなかった追加の外国出願情報の提出について、当該外国出願の出願日から6月以内に提出するもの（実務上、変更が生じた時点から6月以内に随時提出）とされていたところ、FERから3月以内に変更

※規則12(1A)：特許法第8条1項の規定に基づく外国出願情報について、Form3を出願日（PCTに基づく国際出願のインドへの移行出願では移行日）から6月以内に提出⇒変更なし

# 規則12(3)(4)：外国出願の審査書類提出

規則12(3)：管理官は、インド国外でなされた出願の処理に関連する情報(手続履歴)を参照するために利用可能なデータベースを使用できる、と書き換えられた

規則12(4)：特許法第8条2項に規定する外国出願の審査書類は、コントローラから提出を要求された場合は、その通知の日から2月以内にForm3を提出する旨を新設（通知の日から6月から短縮）

規則12(5)：審査官はForm4による申請に基づき、Form3の提出遅延を容認し、またはその提出期限を3月間延長できる

# 規則13(2A)：分割出願

従来、親出願のクレームのみからしか分割出願ができなかったが、仮明細書もしくは完全明細書、または、分割出願に開示された発明に基づいて、複数の分割出願を提出できるとする規則が新設

※関連する判決

Boehringer Ingelheim International GmbH v. The Controller of Patents & Anr . C.A. (COMM.IPD PAT) 295/2022 on 12 July 2022 (デリー高裁)

• 裁判所は、*The Invention thus resides in the Claims. . . . “unity of the invention”/ “plurality of inventions” and whether they form a “single inventive concept” has to be gleaned from a reading of the claims.*”とし、親出願のクレームに記載されていない発明をクレームする分割出願を却下。

Syngenta Limited v. Controller of Patents and Designs,C.A.(COMM.IPD PAT) 471/2022 on 13 October 2023 (デリー高裁)

•Boehringer事件に基づいて分割出願を認められなかった出願人の提訴に対して、当該事件で判事された分割要件の解釈を破棄し、分割出願は、仮明細書または完全明細書に開示された発明であれば可能である点を判示。

# 規則24B(1) : 審査請求期間

審査請求期間が、優先日から48月から31月に短縮

※2024年3月15日以降の出願（国内移行出願含む）に適用

PCTに基づく国際出願のインドへの国内移行出願は、国内移行期限と審査請求期限が同じになるため、国内移行時に審査請求の指示をする必要がある

# 規則29A：グレースピリオド

特許法31条のグレースピリオド（新規性喪失の例外適用）を  
申請するための新たな様式（Form31）が定められた  
※所定の手数料とともに申請が必要

# 規則55：付与前異議申立

規則55(3)：コントローラは、異議申立について一応有効な事案 (prima facie case) と認められるか否かを判断する

- ・一応有効な事案と判断された場合は、受理する決定を行い、出願人に写しを送付
- ・一応有効な事案と判断されない場合は、異議申立人にその旨を通知し、ヒアリングを経て異議申立を拒否する決定できる

規則55(4)：規則55(3)の異議申立ての通知を受け取った出願人が、陳述と証拠を提出する期間が、異議申立ての通知から3月以内から2月以内に変更

規則55(5)：付与後異議申立で規定されている規則62(2)-(4)のヒアリング手続が、付与前異議申立にも適用



# 規則56：付与後異議申立の異議部

規則56(4)：付与後の異議申立に関し、異議部（Opposition Board）は、異議申立書と提出された書類（異議申立書、証拠、答弁書、証拠、弁駁書、証拠、職権調査資料）を審理し、異議申立書に記載の根拠に関し理由を付して報告書を提出する期間が、提出書類が異議部に送付された日から3月以内から2月以内に変更

# 規則80(3)：維持年金

維持年金を4年以上の期間について、e-filingで前払いすると、納付金額が10パーセント割引される旨の規定を追加

# 規則131(2) : 実施報告書

実施報告書の提出頻度が、「1年度ごとに1回」から「3年度ごとに1回」へ変更（1年度は4/1~翌3/31）

2022年度以前に権利付与 2026年9月30日✕

2023年度中に権利付与 2027年9月30日✕

2024年度中に権利付与 2028年9月30日✕

報告フォーム（Form27）が簡素化され、収益、価値などは記載不要になった

# 規則137：コントローラの権限

以下の場合にはコントローラの裁量で期間延長ができないことが規定された

- 1 規則12(5)：Form3の提出期間の延長
- 2 規則20(4)(6)：出願の国内処理基準時（31月）およびその英語翻訳の提出期限
- 3 規則21：優先権書類および優先権書類の認証済み英訳の提出期限
- 4 規則24B(1)(5)(6)：審査請求および早期審査請求の期限
- 5 規則24C(10)(11)：特許可能な状態に置くまでの期間およびその延長
- 6 規則55(4)：付与前異議申立てで規則55(3)の通知を受け取った出願人が陳述と証拠を提出する期限
- 7 規則80(1A)：年金支払期限の延長
- 8 規則130(1)(2)：特許法77条(1)(f)(g)の決定の審査または命令の破棄を求める申請書の提出期限
- 9 規則131(2)：特許法146条の規定に基づくコントローラから要求に応じて実施報告書を提出する期限

# 規則138：手続期間の延長

手続を行うための期限が、請求により、コントローラが1月延長できると規定されていたものが、最長で6月延長できる旨が規定された

また、例外規定は削除され、全ての手続期間について、延長される期間の満了前までに何度でも、Form4を提出して請求できる

延長手数料は高額で、50,000インドルピー（約9万円）／1月

※但し、この規則とは別に期間延長が認められている規則がある（例えば、FERへの応答期限の延長は最長3月可能）ため、それらの規則との整合性が不明であるため、現地代理人に確認が必要

※また、規則137でコントローラの権限が制限されている手続の期間の延長は本規則で請求できると解されるとのことだが、現地代理人に確認が必要